

那覇市認可外保育施設指導監督基準

1 保育に従事する者の数及び資格

(1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間)については、次に掲げるとおり、おおむね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日、厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならない。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上とすること。

なお、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においては、原則として、保育従事者が複数配置されることが必要であるが、現に保育されている児童が1人である場合、これを適用しないことができる。

- ア 乳児おおむね3人につき1人以上
- イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上
- ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上
- エ 満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上

(2) 保育に従事する者のおおむね3分の1(保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人)以上は、保育士又は看護師の資格を有するものであること。

(3) この基準において保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。やむを得ずアルバイトやパートの職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算(有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員とみなすこと)して上記の人数を確保することが必要であること。

(4) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。

(5) 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

2 保育室等の構造設備及び面積

(1) 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。

(2) 保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

(3) 乳児(おおむね満1歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること。なお、やむを得ず部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビーフェンス等で区画すること。

(4) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。乳幼児用のベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせてはならないこと。

(5) 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便所の数は、おおむね幼児20人につき1つ以上であること。

3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

(3) 前号の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

保育室は原則として1階に設けること。ただし、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く)であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(ア)欄及び(イ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

(ア)	a	屋内階段
	b	屋外階段
(イ)	a	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
	b	待避上有効なバルコニー
	c	建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備
	d	屋外階段

(2) 保育室を3階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(ア)欄及び(イ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が、いずれも30m以内となるように設けられていること。

(ア)	a	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
	b	屋外階段
(イ)	a	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
	b	建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備
	c	屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分、又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー(煙の排出量及び空気の流量を調節するためボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設ける装置をいう。)が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

(ア) 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合。

(イ) 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ、有効な自動消火装置が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合。

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

- オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(3)保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

- ア 建築基準法第2条9号の2に規定する耐火建築物であること。
- イ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(ア)欄及び(イ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。
この場合において、これらの施設又は設備は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が、いずれも30m以内となるように設けられていること。

(ア)	a	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
	b	建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
(イ)		建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外階段

- ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分、又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。
 - (ア) 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合。
 - (イ) 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ、有効な自動消火装置が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合。
- エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

5 保育内容

(1)保育の内容

- ア 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- イ 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
- ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要であること。
- エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。
- オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

(2)保育従事者の保育姿勢

- ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

- イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- ウ 児童に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがない等、児童の人権に十分に配慮すること。
しつと称すると否とを問わず、児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。
また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。
- エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から虐待等不適切な養育が疑われる場合は那覇市福祉事務所、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

(3)保護者との連絡等

- ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること
- ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

6 給食

(1)衛生管理の状況

- ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
- イ 食事の際、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共有しないこと。

(2) 食事内容等の状況

- ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。
- イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
- ウ 乳児にミルクを与えた場合はゲップをさせるなどの授乳後の措置を行うことが必要であること。

7 健康管理及び安全確保

(1)児童の健康状態の観察

- 登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察をすること。

(2)児童の発育チェック

- 身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3)児童の健康診断

- ア 継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。
- イ 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知すること。

(4)職員の健康診断

- ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- イ 調理に携わる職員には、おおむね月に1回は検便を実施すること。

(5)医薬品等の整備

- 必要な医薬品その他の医療品を備えること。

(6)感染症への対応

- 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。なお、感染症の疑いがある場合も同様であること。
- ア 再登園については、かかりつけ医の「治癒証明」、又は、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めること。
- イ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。
- ウ 手洗い等感染症予防に努めること。

(7)乳幼児突然死症候群の予防

- ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8)安全確保

- ア 児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。
- イ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理を図ること。
- ウ 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

8 利用者への情報提供

- (1)提供するサービス内容については、施設の内部及び外部において、利用者の見やすいところに掲示しなければならない。
- (2)利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならないこと。
- (3)利用予定者から申し込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について、適切に説明を行うこと。
- (4)この指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設は、利用者への情報提供として、当該証明書を利用者の見やすいところに掲示すること。

9 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

(1)職員に関する書類

- ア 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類
- イ 各職員の勤務の時間ごとの割り振りが確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類
- ウ 労働基準法その他の法令に基づき、施設ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等

(2)入所児童に関する書類

在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、契約内容、児童の在籍記録等

(3)施設に関する書類

面積が確認できる施設の平面図